

平成 2 1 年 (排) 第 2 7 号

排 除 命 令 書

東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号

日本水産株式会社

同代表者 代表取締役 垣 添 直 也

公正取引委員会は、前記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 日本水産株式会社（以下主文において「日本水産」という。）は、取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した「ずわいがにコロッケ」と称する調理冷凍食品（以下主文において「ずわいがにコロッケ」という。）の取引に関し、一般消費者の誤認を排除するために、遅くとも平成 1 9 年 4 月ころから平成 2 1 年 2 月ころまでの間当該商品の包装袋において行った、あたかも、当該商品の原材料にズワイガニを用いているかのように示す表示は、事実と異なるものであり、かかる表示は、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。
- 2 日本水産は、今後、ずわいがにコロッケ又はこれと同種の商品の取引に関し、前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- 3 日本水産は、今後、ずわいがにコロッケ又はこれと同種の商品の取引に関し、第 1 項の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはな

らない。

- 4 日本水産は、第1項に基づいて行った公示及び第2項に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事 実

- 1 日本水産株式会社（以下「日本水産」という。）は、肩書地に本店を置き、水産食料品製造業等を営む事業者である。
- 2 (1) 日本水産は、「ずわいがにコロッケ」と称する調理冷凍食品（以下「ずわいがにコロッケ」という。）について、その仕様及び包装袋の表示内容を決し、国内に所在する事業者へ委託して製造させ、取引先販売業者である全国11の生活協同組合連合会等を通じて一般消費者に販売していた。
(2) ズワイガニ及びベニズワイガニは、東京都中央卸売市場築地市場等において、区別して取引されており、ズワイガニは、ベニズワイガニに比べ水揚量が少なく、かつ、高級なものとされていることから、流通段階においては、ズワイガニの方がベニズワイガニよりも高値で取引されている。
- 3 日本水産は、遅くとも平成19年4月ころから平成21年2月ころまでの間、ずわいがにコロッケの包装袋（別添写し）の表面及び両側面に「ずわいがにコロッケ」と、同裏面に「原材料名」と記載の上、「ずわいがに」と記載することにより、あたかも、当該商品の原材料にズワイガニのかに肉を用いているかのように表示しているが、実際には、当該商品の原材料にベニズワイガニのものをを用いたものであった。

法 令 の 適 用

前記事実によれば、日本水産は、ずわいがにコロッケの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって、かかる行為は、不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第1号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成21年6月15日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委 員 濱 崎 恭 生

委 員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水

委 員 濱 田 道 代